

(資料二)

平成十八年六月

定例島根県議会議案(条例)

参  
考  
資  
料

# 目 次

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 .....	1
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例 .....	1
島根県県税条例等の一部を改正する条例 .....	2
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 .....	3
島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例 .....	3
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 .....	4
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 .....	4
島根県立農業大学校条例の一部を改正する条例 .....	5
島根県花振興センター条例の一部を改正する条例 .....	6
島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例 .....	7
島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例 .....	7

第73号議案

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

常勤職員の公務災害補償について定めている地方公務員災害補償法の改正に伴い、条例で定めることとされている議会の議員その他非常勤の職員についても同様の措置を講ずるため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 通勤による災害に対する補償の対象に、次に掲げる移動を加えること。

ア 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動

イ 住居と勤務場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動

(2) その他規定の整備

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成18年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用する。

第74号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

工業再配置促進法の廃止に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

工業再配置促進法の規定による誘導地域内において製造の事業の用に供するため工業再配置促進法施行令に規定する期間内に新設し、又は増設した設備のうち、工場用の建物に係る附属設備並びに機械及び装置に対する固定資産税の課税を免除する措置の廃止

3 施行期日

公布の日から施行する。

## 第75号議案

### 島根県県税条例等の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

平成18年度地方税制改正による地方税法の改正等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 島根県県税条例の一部改正

##### ア 県民税

##### ア 所得割の税率の改正

改正前		改正後
7,000,000円以下の金額	100分の2	100分の4
7,000,000円を超える金額	100分の3	

##### イ 徴収取扱費に係る改正

a 市町村長は、4月、7月、10月及び1月中に、徴収取扱費の算定に関し必要な事項を知事に報告しなければならないこと。

b 知事は、報告があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、徴収取扱費を交付するものとする。

##### イ 事業税

法人の事業税の税率を、現在特例として定めている税率とすること。

##### ウ 道路運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備

##### エ 島根県水と緑の森づくり税条例の一部改正

##### (2) 島根県産業廃棄物減量税条例の一部改正

引用する条項の整理

##### (3) 島根県核燃料税条例の一部改正

引用する条項の整理

#### 3 施行期日

平成19年4月1日から施行する。ただし、2の(1)のウについては道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日から、2の(2)及び(3)については平成19年1月1日から施行する。

## 第76号議案

### 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

島根県漁業協同組合連合会が漁業協同組合 J F しまねへ包括承継されたこと等に伴い、本人確認情報の利用に係る事務について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

漁業研修事業の実施主体の変更

改正前	改正後
島根県漁業協同組合連合会が設置する島根県漁業就業者確保育成センター	漁業協同組合

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 第77号議案

### 島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の改正により、電子証明書の有効性を確認することができる者の範囲が拡大されたことに伴い、その者が行う確認に係る情報提供手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

- (1) 団体署名検証者は、保存期間に係る失効情報の提供又は失効情報ファイルの提供を受けたときは、当該失効情報又は失効情報ファイルの提供に係る手数料（以下「情報提供手数料」という。）を指定認証機関に納付しなければならないこと。
- (2) (1)の情報提供手数料の額は、保存期間に係る失効情報又は失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に要する費用を基礎とし、団体署名検証者が当該提供を受ける目的の公共性及び方法を考慮して、指定

認証機関が定めること。

3 施行期日

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

第78号議案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

障害者自立支援法の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する条項の整理

3 施行期日

平成18年10月1日から施行する。

第79号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県漁業協同組合連合会が漁業協同組合 J F しまねに包括承継されたこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 新規自営漁業者定着支援資金関係

新規自営漁業者が市町村を通じて新規自営漁業者定着支援資金の貸付けを受ける際に受講が要件となる漁労技術習得研修の実施主体の改正

改正前	改正後
島根県漁業協同組合連合会が設置する島根県漁業就業者確保育成センター	漁業協同組合

(2) 農業参入意向企業調査研究支援資金関係

### 貸付けの相手方の改正

改正前	改正後
合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社	株式会社及び持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）

- 3 施行期日  
公布の日から施行する。

### 第80号議案

#### 島根県立農業大学校条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

行政サービスを受けることに対する受益者負担の適正化を図るため、農業大学校の入学検定料及び入学料を新たに徴収することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

- (1) 島根県立農業大学校の養成部門について、入学検定料及び入学料を徴収すること。

区 分	金 額
入学検定料	2,200円
入学料	5,650円

- (2) 入学検定料は、入学願書を提出するときに納付すること。  
(3) 入学料は、校長が定める期間内に納付すること。  
(4) 被災、行方不明、死亡等やむを得ない事情があると認められる場合は、入学料を減免することができること。  
(5) 既に納付した入学検定料及び入学料は、還付しないこと。  
(6) その他規定の整理

- 3 施行期日  
公布の日から施行する。

## 第81号議案

### 島根県花振興センター条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

花振興センターに設置されている花ふれあい公園の指定管理者の指定期間の満了により新たに指定管理者を公募するに当たり、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくするため同公園の管理の方法として利用料金制を導入すること、来園者の利便性の向上を図るため同公園の開園時間を延長すること等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 利用料金制の導入

ア 花ふれあい公園（以下「公園」という。）の展示物を観覧しようとする者は、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に対して観覧料を支払わなければならないこと。

イ 観覧料は、指定管理者にその収入として収受させること。

ウ 観覧料は、所定の基準額に0.8を乗じて得た額から当該基準額に1.2を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が知事の承認を得て定める額とすること。

##### (2) 公園の開園時間の変更

開園時間	期 間	
	改 正 前	改 正 後
午前 9 時30分から 午後 5 時まで	3 月から10月まで	3 月から11月まで
午前 9 時30分から 午後 4 時30分まで	11月から翌年の 2 月ま で	12月から翌年の 2 月ま で

##### (3) 公園の休園日を設けない期間の変更

改 正 前	改 正 後
4 月 1 日から11月30日まで	3 月 1 日から11月30日まで

(4) 指定管理者は、公園の管理上支障があると認められる者の公園への入園を拒否し、又は公園からの退去を命ずることができること。



(5) 次の業務を指定管理者の業務として明確化すること。

ア 花きに親しむ機会の提供に関する業務

イ 公園の利用の促進に関する業務

(6) その他規定の整備

3 施行期日

平成19年4月1日から施行する。ただし、2の(2)及び(3)については、公布の日から施行する。

## 第82号議案

### 島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例

1 提案理由

行政サービスを受けることに対する受益者負担の適正化を図るため、高等技術校の入校検定料を新たに徴収することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県立高等技術校の普通課程について、入校検定料として2,200円を徴収すること。

(2) 入校検定料は、入校検定のための願書を提出するときに納付すること。

(3) 既に納付した入校検定料は、還付しないこと。

3 施行期日

公布の日から施行する。

## 第83号議案

### 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

1 提案理由

犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって県民、観光旅行者等が安心して暮らし、又は滞在することができる社会の実現に寄与するため、当該施策の基本となる事項等について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 目的

この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、地域活動団体及び事業者（以下「県民等」という。）の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって県民、観光旅行者等が安心して暮らし、又は滞在することができる社会の実現に寄与することを目的とすること。

(2) 定義

この条例において「犯罪のない安全で安心なまちづくり」とは、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動、県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備その他犯罪の防止のために必要な取組をいうこと。

(3) 次のとおり基本理念を定めること。

ア 犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全安心まちづくり」という。）は、自らの安全は自らで守る、地域の安全は地域で守るという意識の下に、県民等による自主的な活動を基本としなければならないこと。

イ 安全安心まちづくりは、県、市町村及び県民等の適切な役割分担の下、相互に連携し、及び協力して推進されなければならないこと。

ウ 安全安心まちづくりは、犯罪による被害を受けやすい子ども、高齢者、障害者、女性等の安全の確保に特に配慮して推進されなければならないこと。

エ 安全安心まちづくりは、基本的人権に配慮して行われなければならないこと。

(4) 県の責務並びに県民、地域活動団体及び事業者の役割を定めること。

(5) 市町村との連携等について定めること。

ア 県は、安全安心まちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と緊密な連携を図るものとする。

イ 県は、市町村の安全安心まちづくりに関する主体的な取組を尊重するとともに、市町村が安全安心まちづくりの取組を実施するときは、その求めに応じて、情報の提供、技術的な助言その他必要な協力を行うものとする。

(6) 県は、安全安心まちづくりを推進するため、県、市町村及び県民等が相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

- (7) 県は、安全安心まちづくりに関する施策の総合的な推進を図るため、その基本となる計画を策定するものとする。
- (8) 県は、安全安心まちづくりに関する県民等の理解を深めるとともに、その活動への県民等の参加を促進するために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。
- (9) 県は、安全安心まちづくりについて、広く県民等の関心を高め、及び理解を深めるため、犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間を設けることとし、その旬間は、10月11日から同月20日までとする。
- (10) 県は、安全安心まちづくりに関する施策の推進を図るために必要な調査及び研究を行うものとする。
- (11) 県民等による自主的な活動の推進について定めること。
- ア 県民は、相互に連携し、防犯に関する知識及び技術の習得、建物、車両等の適正な管理その他安全安心まちづくりに関する自主的な活動に取り組むよう努めるものとする。
- イ 地域活動団体は、地域の特性に応じて、次に掲げる活動その他安全安心まちづくりに関する自主的な活動に取り組むよう努めるものとする。
- ア) 安全安心まちづくりに関する企画及び活動への参画の推進
- イ) 防犯に関する意識の啓発、情報の提供並びに知識及び技術の普及
- ウ 事業者は、従業員に対する防犯に関する教育、建物、車両等の適正な管理その他の安全安心まちづくりに関する活動に取り組むよう努めるものとする。
- エ 県は、県民等が行う安全安心まちづくりのための自主的な活動が、広範な担い手により行われるようにするため、県民等に対し、その活動に関する情報の提供、助言その他必要な施策を講ずるものとする。
- (12) 子どもの安全の確保等について定めること。
- ア 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、子どもの安全を確保するため、学校等及び通学路等に関する指針を定めるものとする。
- イ 学校設置者等は、アの指針に基づき、当該学校等の施設内及び通学路等において、子どもの安全の確保に努めるものとする。
- ウ 学校設置者等は、必要があると認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、保護者及び犯罪の防止のための自

主的な活動を行う県民等の参加を求めて、子どもの安全の確保に係る対策を推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

エ 県民は、子どもが犯罪による被害を受け、又は被害を受けるおそれがあると認めるときは、警察への通報、避難誘導等を行うものとする。

オ 県は、学校等、市町村、家庭及び地域活動団体と連携して、子どもが犯罪による被害を受けないよう必要な施策を講ずるものとする。

カ 県は、子どもの健全な育成を図るために、学校等、市町村、家庭及び地域活動団体と連携して、犯罪による被害を受けないようにするための教育及び犯罪を起こさないための教育を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。

(13) 県は、市町村及び県民等と連携して、高齢者、障害者、女性その他特に防犯上の配慮を要する者が犯罪による被害を受けないよう必要な施策を講ずるものとする。

(14) 県は、観光旅行者等の安全を確保するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(15) 犯罪防止に配慮した道路等について定めること。

ア 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

イ 道路等を設置し、又は管理する者は、アの指針に基づき、当該道路等の構造、設備等について犯罪の防止に配慮するよう努めるものとする。

ウ 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路等の普及に努めるものとする。

(16) 犯罪防止に配慮した住宅について定めること。

ア 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

イ 住宅を建築しようとする者又は住宅を所有し、若しくは管理する者は、アの指針に基づき、当該住宅の構造、設備等について犯罪の防止に配慮するよう努めるものとする。

ウ 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

(17) 犯罪の防止に配慮した店舗等の構造、設備等について定めること。

ア 知事及び公安委員会は、共同して、店舗等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

イ 店舗等を設置し、又は管理する者は、アの指針に基づき、当該店舗等の構造、設備等について犯罪の防止に配慮するよう努めるものとする。

ウ 県は、店舗等を設置し、又は管理する者に対し、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等に関する情報の提供、助言その他必要な施策を講ずるものとする。

(18) 犯罪防止に配慮した自動車等及び自動販売機の普及について定めること。

(19) 犯罪被害者等に対する支援等について定めること。

ア 県は、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう国及び市町村並びに犯罪被害者等を支援する活動を行う民間の団体と連携を図り、犯罪被害者等に対し、情報の提供、助言その他必要な施策を講ずるものとする。

イ 県民等は、犯罪被害者等の名誉及び平穏な生活を害することがないよう十分配慮するとともに、国、県又は市町村が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(20) 知事、教育委員会又は公安委員会は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。